



# 沖縄市議会だより



Okinawa city assembly news 2015

第46号

平成27年5月臨時会・6月定例会

平成27年9月14日



全国市議会議長会「第91回定期総会」においての感謝状（社会文教委員会委員）を受け取る普久原朝健議長と小浜守勝議員。

平成27年第377回沖縄市議会6月定例会が、6月18日から7月7日までの20日間の会期日程で開かれました。6月定例会は、町の区域の設定についてほか38件の議案等が審議されました。

## 平成27年 6月 第377回 沖縄市議会定例会

月日	日程	内容
6/18 木	議案説明	議案の提案、説明
6/19 金	議案研究	議案の研究
6/22 月	議案審議	議案への質疑（委員会付託及び付託省略）、討論、採決
6/26 金	常任委員会	総務、教育福祉、市民経済建設委員会における付託案件の審査
6/29 月	特別委員会	基地に関する調査特別委員会

7/1 水	委員長報告 議案審議 一般質問	各委員会における審査報告及び採決。 議案の提案、説明 議案への質疑（委員会付託及び付託省略）討論、採決 市の行政事務についての質問
7/2 木	一般質問	市の行政事務についての質問
7/3 金	一般質問	
7/6 月	一般質問	
7/7 火	一般質問 議案審議	市の行政事務についての質問 議案への質疑（委員会付託及び付託省略）討論、採決

### 議会傍聴の御案内

沖縄市議会では、市民の皆様の生活に密着した重要な問題や課題が審議されています。本会議場で行われる議案審議や一般質問等については、傍聴が原則可能です。市政を身近に知るために議会を傍聴してみませんか。

# 沖縄市議会だより

今定例会の一般質問につきましては、紙面の都合上、主な内容を要約して掲載しております。なお、詳しい内容は会議録を市立図書館、自治会事務所でご覧になるか、議会ホームページで会議録検索システムをごらんください。

## 一般質問



島袋 邦男 議員

### 環境行政について

- ①市内で起きた不法投棄の最近の事例を紹介していただきたい。また、環境課はどのような対処をしたか。
- ②不法投棄をしない、させない啓発運動について、市民への周知方法を伺う。

### ○市民部長

①最近起きた事例と環境課の対処についてお答えします。

平成二十七年四月に、墓地への不法投棄に関する相談が市民から環境課にありました。依頼により、不法投棄禁止の看板を設置するとともに、現場を確認したところ、投棄物から投棄者情報を入力しました。相談者が警察にも同内容の相談をしていただくこともあり、後日、相談者、環境課、警察で再度現場立ち合いを行い、対応方法の検討をした後、環境課から投棄者に対し、投棄物の適正処理を行うよう厳重注意いたしました。その後、投棄物が撤去されていることを確認し、対応を終了しました。このような不法投棄の事案については、今後も市民、クリーン指導員、中部福祉保健所、沖縄警察署と連携して対応してまいります。

②市民への周知については現在、ホームページ上に不法投棄は犯罪ですという内容掲載やポ



森山 政和 議員

### 学力向上と学校教育について

- ①教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化について伺う。
- ②総合教育会議の設置とその機能について伺う。
- ③本市の総合教育会議のこれまでの取り組みや審議事項について伺う。
- ④六月三日に第一回総合教育会議を開き、市長も教育の場に参加されたが、教育会議に参加されての市長の御意見・御感想と教育長の率直な意見等を伺う。

### ○教育委員会教育部長

①新教育委員会制度に伴う教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化について、本市におきましても、去る四月一日より委員長と教育長を一本化した教育長が誕生し、新教育委員会制度のもと、より円滑に、より充実した教育行政の展開に向け取り組んでいるところです。教育長へのチェック機能の強化という点ですが、教育長の任期をこれまでの四年から三年に短縮し、市長と議会のチェック機能を強化するとともに、教育委員によるチェック機能を強化も図られています。その内容は、教育委員定数三分の一以上のからの会議の招集の請求ができること。それから教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務などが盛り込まれています。本市ではこれまでにも教育委員からの会議招集、それから教育委員会での教育長の事務についての報告を行っておりましたが、報告の内容や方法についてさらに検討を加え、引き続き取り組み

スター作成及び不法投棄禁止看板等を設置しています。また現在、当市では不法投棄が多い八箇所（白川、大工廻、池原、登川、八重島、嘉間良、古謝、山里）を重点地区と位置づけ、職員二人体制で週二回のパトロールの実施や看板の設置を行っているところです。

でまいりたいと考えています。また、会議の透明化という点についても、平成二十四年度から教育委員会審議結果等をホームページで公開していますが、今後は会議録の公表についても積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

### ○企画部長

②教育委員会制度は、戦後の導入以来、地方教育行政に重要な役割を果たしてきた一方、その必要性や活性化についてはさまざまな議論が行われてきました。教育委員長と教育長の責任の所在が不明確であること。いじめ等の問題に對して、必ずしも迅速に対応できていないこと。地域の民意が十分に反映されていないことなど、さまざまな課題が顕在化したことから、国におきまして制度の見直しの議論が行われ、昨年度の通常国会で成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育委員長職の廃止と教育長の権限強化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化など、制度の抜本的な改革が行われました。そのため本市としましても、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、沖縄市総合教育会議を設置しました。総合教育会議の位置づけですが、首長と教育委員会が対等な執行機関同士の協議及び調整の場であり、会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うものとなっております。

### ○市長

③本市のこれまでの取り組みですが、平成二十七年六月三日に第一回沖縄市総合教育会議を開催しています。その状況ですが、総合教育会議における組織や運営に関する要綱及び要領の決定を行うとともに、大綱の策定に向けて論点整理を行いました。今年度、大綱の策定に向け、沖縄市教育振興基本計画を大綱に置きかえるのか、あるいは新規に作成していくのか。今後、総合教育会議の中で協議していく予定です。

である教育長を一本化し、市議会同意のもと、去る四月一日に狩俣 智氏を新教育長として任命しました。これにより、教育行政の第一義的な責任者は教育長であるということを明確にした次第です。これにより、子供を守る迅速な危機管理体制が強化されたと考えています。第一回目の総合教育会議に出た感想ということですが、それぞれの教育委員がPTA活動をしっかりとこなされてきた方々、あるいは地域活動をなさされてきた方々、そして教育の現場から来られた校長経験者など、五人の委員の皆さんとの会議でした。初めての会議ですので、それぞれの委員も大変緊張した面持ちで会議を進行していきましました。今後はお互いに情報交換もしながら、教育委員会と市長が対等な関係であるということ。その相互の連携、意思疎通をしっかりととりながら、お互いに尊重し合い、総合教育会議を通じて子育て支援や幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育のあり方や連携、青少年健全育成と生徒指導の連携など、子供を取り巻くさまざまな課題について調整や協議を重ね、市民に開かれた教育行政を進めていきたいと考えています。

### ○教育長

④初めて総合教育会議を開催しまして、その中で市長と教育委員の皆さんがそれぞれ教育の理念、方向性、そして理想について語り合うことができたと考えております。今後は、この制度の強みをしっかりと生かし、教育行政の力を強め、子供たちの健やかな成長を支えてまいりたいと考えています。総合教育会議に参加した感想ですが、これまで教育委員会が進めてまいりましたさまざまな行政について、さらに強い後押しができたと考えています。双方で力を合わせ、市民の幸福のために尽力してまいりたいと考えています。



前宮 美津子 議員

### マイナンバー制度について

①個人番号の付番と通知について。個人番号の

付番は、住民コードをもとにJ-11Sが付番し、世帯ごとに通知を送ると聞いている。その際、DV被害者などで登録をそのままにして逃げている人は加害者に番号を知られたくないと思う。また、さまざまな事情から住民登録地と居住地が違つ人や、住民票がなくて住民サービスを受けている人など、そういう方々の不利益にならないか心配である。それから付番と通知にかかわって、市民として保護され、人権が守られるのかを伺う。

②リスク管理について伺う。J-11Sや中間サーバーにおいても、市として取り扱う上でも個人情報をおかしく守るかという点、カード発行の本人確認は絶対大丈夫なのか、その体制は完璧なのか。

③国と市の経費負担について伺う。平成二十七年当初予算にも計上されているが、国と市の経費負担のすみ分けはどのようになっていくのか。初期導入とその後について、市は一般財源を幾ら使うのか。

④市民にとつてのメリットを伺う。

⑤民間事業者の負担について。大手企業は対応が進んでいるそうだが、民間事業所での認識は低いと言われている。来年一月からは、源泉徴収などの税や社会保障関係の系統に番号が記載されることになる。大手ではシステム改修などの負担能力があるかもしれないが、中堅どころはとも大変である。小規模事業者は手作業かもしれないが、手間がかかる。民間事業者の負担は相当なものになると思う。消費税負担、消費税増税等、負担感が否めない。民間事業者が混乱しないよう、市としてどういった対応をされているか。

⑥マイナンバーの広がりや成りすまし防止について伺う。住基カードのときには行政だけで使うということだったが、マイナンバーは民間にも広がる。番号情報を手にした民間業者が倒産したり、夜逃げといったことも考えられるし、番号を知り得たものが成りすましすることも考えられる。カードがなくても通知番号だけで活用できるようなので、今後、本人の知らない所でどんどん広がるということもある

かもしれないが、そのような懸念に対しどのように対応するのかが。

○市民部長

①マイナンバー制度の個人番号の付番と通知について伺います。個人番号は通称、マイナンバー法施行日である平成二十七年十月五日時点で、外国人も含めた住民票を有する全ての住民に付番され、その後、地方公共団体情報システム機構から住民票の住所地に個人番号の記載された通知カードが簡易書留、転送不用で送付されることで、市民の皆様へ通知されます。通知カードの送付は、個人一人宛ではなく、世帯主宛てに世帯全員分が送付されます。なお、DV被害者への通知については、避難先である住所地に送付されることとなります。

DV被害者等支援措置対象者で、かつ住民票上の住所と実際の居所が異なっている可能性のある方については、現在、住基システムや電話、実地調査等を行い、通知カードが確実に手元へ届けられるよう努めてまいります。調査の結果、住所と居所に相違があった場合には、住民基本台帳法に基づき適正に住民票を移動するように、対象者の方々に理解を求めてまいります。仮に、住民票を移動させることでその身に危険が及ぶ、もしくは不安を与えてしまうということが推測される場合には、国の指針に沿って、住民票の住所地ではなく、実際の居所に通知カードを送付します。

○企画部長

②今回、日本年金機構のほうで外部からの不正アクセスにより、保有する個人情報の一部が外部に流出したということが判明していますが、原因については、個人情報管理する基幹システムの情報、メールやインターネットを利用する情報システムにコピーされ、この情報系システムに対する外部からのウィルスメールにより不正アクセスされたものと報道をされているところです。本市においては、住民票等を管理している基幹システムと情報系システムは分離されて運用しており、マイナンバー制度に

おいては、法令の中で定められた事務手続を除き、マイナンバーをつけた情報のやりとりを行わないものとされています。情報管理については、個人情報保護法に基づき、各機関において分散管理されるとともに、システムを介しての情報をやりとりする際は、システムにアクセスできる者を制限し、個人番号を直接見えず、符号を用いた連携を行うてまいります。なお、法で定める制度面の保護措置として、マイナンバーの登用や不正な提供、秘密の漏洩などを防止し、プライバシーを保護するため、これまでより厳しい罰則を設けているところです。

③平成二十七年当初予算においては、マイナンバー制度に係る予算について、特別会計も含め十一課が計上しているところです。内容としては、主にシステムの改修費用等です。歳出の総額については、正職員の人件費は別ですが、約一億六千二百万円となっており、そのうち国庫補助金は約七千八百万円、一般財源は約八千四百万円となっています。歳入歳出予算につきましては、今後、補助金の交付申請や契約あるいは実績報告時に確定していくものです。

④マイナンバー制度導入に伴う市民のメリットについては、マイナンバー法で定める社会保障や税、災害対策に関する事務において、窓口申請の際に必要な住民票や所得証明書など、添付書類の提出が不要となり、市民の利便性向上が図られるものと考えています。また、自治体側においては、国や地方公共団体など関係機関との情報連携を行うことにより、窓口申請における添付書類の発行業務が不要となることで、これまで発生していた行政サービスの受給判定等に係る手作業による書類審査の手間や時間が解消され、行政事務の効率化が図られることが挙げられます。

⑤マイナンバーについては、行政のみならず、民間事業者においても取り扱うこととなり、具体的には源泉徴収票の作成を初め、健康保険、厚生年金の手続などで従業員のマイナンバーを記載する必要があります。マイナンバーを含んだ個人情報を適正に扱うため、事務取扱者を明確にし、施錠付文書保管棚の用意、使用する情報

端末のウィルス対策の強化、パスワードの設定、事務取扱者以外が情報にアクセスできないようにするなど、安全管理措置を講ずる必要があります。備品購入や職員研修など、制度導入に伴う環境整備のため人的、財政的な負担が生じることが予想されておりますが、現在のところ、民間事業者の負担に対する国庫補助等の支援措置はないと認識しています。

⑥成りすましの防止については、マイナンバーを記載した申請書を受け付けする際、個人番号カードに記載された顔写真を確認するなど、法律上義務づけられている本人確認を行います。また、国における民間事業者に対するマイナンバー利用に当たつての注意点においては、マイナンバーを事務で利用しなくなった場合などマイナンバーが不要になった場合には、できるだけ速やかに廃棄、削除をしなければならぬとされているところです。万が一、マイナンバーが紛失、盗難に遭つた場合には、マイナンバーの利用を一時停止できるよう、二十四時間三百六十五日、専用ダイヤルにおいて対応できる体制となっています。また、本人の申請または市町村の職権によりマイナンバーを変更することも可能となっています。



高嶺 隆之 議員

図書館整備について

①新図書館整備について、現在の進捗状況を伺う。  
②複合施設としての有効性、その生かし方を伺う。  
③基本計画の中でエスカレーターがない件について伺う。

○教育委員会教育部参事

①新図書館建設事業については、平成二十六年年度、コリンザ施設を取得し、沖縄市立図書館整備基本計画を策定したところです。そして平成二十七年年度は実施設計、改修工事に取り組み、その後、図書資料や備品整備などを行った上で、

平成二十八年度末の開館を目指してまいります。  
 ②複合施設としての有効性、その生かし方について。新図書館は、コリンザ再生における中核機能であり、市民に対する情報提供や生涯学習活動の場となります。また、まちなかへの福利施設の導入により、中心市街地活性化に寄与し、集客や回遊性の強化を図る呼び水の役割を担うことが期待できます。既存の市民小劇場あしびなーの催しとリンクした企画展などを通して、図書館の持つ情報を提供し、また多岐に及ぶ知識が必要となってくる就業活動への情報提供、ビジネス支援への対応を通して、雇用促進機能と複合施設としての利点を生かせるものと考えています。

③沖縄市立図書館整備基本計画において、議員御指摘のとおり、中央動線のエスカレーターを撤去した計画となっております。しかしながら、複合施設全体の機能の再検証、現場の踏査を行った結果、図書館機能を確保することはもちろんのことですが、コリンザ中央動線の必要性や重要性を認識し、今回の実施設計の中で基本計画の見直しも視野に入れて進めてまいりたいと考えています。



藤山 勇一 議員

観光振興について

- ①観光宣伝や観光情報発信について、本市の取り組みや事業内容について伺う。
- ②Wi-Fiの無料サービス等にも本市は力を入れていますが、この利用実績等を伺う。
- ③ICT事業やプロモーションによる効果について伺う。
- ④今後の方向性について伺う。

経済文化部長

①今年度の観光情報発信の取り組みについては、県内のレンタカー、モノレール、イオンモール等の集客施設及び県外の旅行客や、沖縄に関連する飲食店等で配布する観光情報誌の制作と、

県内ホテル等で配布する観光機関紙の制作、それから県内の各施設等で配布する本市を代表する食のAランチや、観光客等に人気の沖縄そば、それから観光土産品をテーマにした観光マップを制作します。あわせて市内観光集客施設等で無料公衆Wi-Fiサービスの提供や、沖縄市観光サイト、Kozawebによるイベント・施設情報の発信、地元テレビ局のRBCで月曜日深夜一時二十八分から放送し、今週で百回目を迎えました地域動画「コザの裏側」の制作発信に取り組んでまいります。

なお、「コザの裏側」につきましては、月曜深夜のテレビ放送後、翌日の火曜日、正午に沖縄市の観光サイト、Kozaweb及びYouTubeに特典映像を追加した内容をアップし、県外などからも視聴できるようにしておりますので、議員の皆様や市内外の多くの皆様に視聴していただければと思っております。

②Wi-Fiの利用実績につきましては、本市の無料公衆Wi-Fiについては県内自治体の中では最も早い時期から取り組んでおり、平成二十五年四月からサービスを開始しています。Wi-Fiの利用実績につきましては、月による増減があるものの、毎月増加傾向にあり、平成二十五年年度の総利用数は十二万九千九百五十一件となっております。平成二十六年年度の総利用数につきましては、十八万五千六百五十二件となっております。今年度は、二十四万件程度の利用を予測しているところでございます。

③ICT事業の一環として取り組んでいる観光サイトの閲覧数は毎月増加傾向にあり、平成二十六年度は総利用数百五十万八千四百六十八件、対前年度比九十三万七千七百七十四件の増率にして一六二%の増加となっております。効果的な情報発信ツールになっていると考えています。

プロモーションの効果については、平成二十六年年度の市内主要施設来場者数が二百四十五万七千人、対前年度比十三万七千七人の増、率にして五・九%の増加となっております。観光サイトのコンテンツとして制作している「コザの裏側」を見て本市を訪れたという県外の観光客の報告が各店舗等から多数寄せられています。

ています。

④本市の観光サイトについては、市内のイベント情報や店舗情報、地域動画など、きめ細やかな運営を行っており、利用件数が増加傾向となっております。

しかし、検索サイトで沖縄市観光を検索すると、一番初めに出てくる状況となっていないことから、さらなる対策に取り組んでいきたいと考えています。

また、観光集客施設等に整備している無料公衆Wi-Fiにつきましては、利用者数が増加していますが、さらなる観光誘客に努めるため、急増しているアジア圏の観光客等へ積極的にPR等の取り組みを行っていききたいと考えています。



金城 由美 議員

美東小学校の新增改築工事について

- ①工程のおくれの原因を伺う。
- ②現在の進捗状況を伺う。
- ③現状に対する教育委員会の見解及び新設計画を伺う。
- ④美東小と泡瀬小、高原小の校区変更による調整等も考えられるのか。

教育委員会教育部長

①本事業については、昨年の九月定例会におきまして基本設計業務に関する委託費を予算計上させていただいたものですが、教育委員会において、美東小学校の過大規模の状況に係る課題の検討や、国及び県との調整に時間を要したことから、繰越手続を行ったものです。

②現在の進捗状況ですが、基本設計業務委託の発注手続を進めており、七月中旬に入札予定、今年度の完了を目指して取り組んでいくところでございます。今後、国や県との調整、それからまた本市の財政との兼ね合いを図りながら実施設計及び建築工事へと進めていく計画となっております。

③現状に対する見解と計画について、美東小

学校の校舎等につきましては、老朽化が著しく、早目の建てかえが必要な建物と認識をしております。また、保護者や地域の皆様方から全面建てかえの嘆願書も受けており、早期の改築を要望されていることは十分承知をしております。

改築時期などの期間については、安全面などを最優先し、学校との連携を図りながら定期的に現地調査を行い、修繕が必要な箇所があれば、学校大工や専門業者を活用しながら迅速に対応してまいりたいと思っております。

また、今後の計画といたしまして、適正規模に向けた検討や、国及び県との調整を行いながら、平成二十九年年度に実施設計が行えるよう、取り組んでまいります。

④校区変更による調整が可能かということですが、まず学校施設の老朽化、耐震化対策としては、効果的な財政運営の観点から国の補助金等を活用して整備をしていくことが、前提となっております。

その場合、過大規模校であります美東小学校におきましては適正な学級規模への対応として議員から御提案のある通学区の調整・見直しも視野に入れ、総合的かつ多面的な視点から議論を進めていく必要があります。現在、教育委員会の中におきまして、その検討を行っているところでございます。

今後、学校関係者や保護者、地域の皆様方への御意見もお聞かせいただきながら、判断をさせていただきますと考えています。



小渡 良太郎 議員

教育行政について

- ①児童生徒のスマートフォン(スマホ)使用の実態等も含め、現状と保護者・教育現場・教育委員会の考え及び今後の方策について伺う。
- ②スマホの規制条例をつくれなにかと要望するが、規制をするに至っては、いろいろと課題等が考えられる。例えば時間を何時にするの

かとか、子供と言つても市の教育行政の範疇は中学校までだが、市内の子供たちは高校生もいるわけで、高校生まで規制するのとか等しい課題はあると思う。その課題について、どういったことが考えられるか。

③スマホ規制の条例化について、教育長の見解を伺う。

## ◎教育委員会指導部長

①市内児童生徒のスマホ等の現状、実態について、先月の六月、市内小学五年生・六年生及び中学生全員を対象に実施したスマホ等の実態についてのアンケートの結果によりますと、回答のあった小学生三千六百六十人中千七百九十九人、約五七％の児童、中学生四千六百四十一人中三千七百七十八人、約六八％の生徒が自分専用のインターネットに接続できる機器を所有しています。そのうちスマホを所持している小学生児童が五百二十四人、中学生生徒が二千四十六人であり、そのほかにネットにつながる携帯電話やゲーム機、音楽プレーヤー、コンピューターを所持している児童生徒も多くあります。

家庭でインターネットを使用している割合は約七五％、そのうち午後十時以降利用している児童生徒の割合が二〇％、中には午前一時以降利用している児童生徒も三・六％ありました。

主にYouTube等の動画の視聴、あるいはLINE、Twitterでの使用、ネットゲームでの使用等、娯楽的な使用が多数を占めております。調べ学習、あるいはドリル的な学習に使用している者も二七・五％見られました。

また、使用に当たってフィルタリングを使用していると答えた児童生徒は一六％、フィルタリングをかけているかわからない児童生徒が約四八％あり、多くの児童生徒がフィルタリングのかかっている状態です。インターネットでトラブルに巻き込まれた児童生徒も一・四％、もう少しで巻き込まれそうになった児童生徒というのも二・二％ありました。インターネット利用上のルールがある家庭が約三割、三五・四％となっております。

この実態調査によって、市内の児童生徒のスマホ等の使用に関し、不適切な環境で使用している児童生徒がかなりいることがわかりました。それから保護者、教育現場、学校、教育委員会の考え方についてでございますけれども、本県においては昨年七月に青少年保護育成条例が改正され、携帯電話販売店は未成年に販売する際はフィルタリングの確認義務、また保護者へは必要な教育と適切な管理の義務を課しております。しっかりとこのフィルタリングを設定して、ルールを決めて使用させている保護者も多数ありますが、現状はやはり子供任せで使用させている保護者や、あるいはこのフィルタリングの設定などが困難で、対応に悩んでいる保護者も少なくないと思われれます。

県外の他市においては、学校、あるいは教育委員会、PTA等で組織する会から二十一時以降のスマホ等の利用禁止の要請を保護者へ行っており、保護者より子供に注意しやすく、あるいは児童生徒からはルールがあるとLINEなどのやりとりをとめる口実ができる等の声が寄せられているようです。

本市のPTA連合会、各学校のPTAにおいても子供たちのスマホ等の使用に関する研修会を実施し、この問題に危機意識を持ち、取り組んでいると聞いております。

各学校においては、校内でのスマホや携帯電話等の持ち込みは原則禁止となっております。LINE等によるネットいじめの問題や不適切なサイトの閲覧によるトラブル等の防止のため、児童生徒のネットモラルについての指導を特別活動や教科の学習の中で行っており、また警察や関係機関と連携して児童生徒や保護者対象の講演会等も実施しております。

教育委員会としましては、今年度よりコンピュータインストラクターを一人増員して、小学校高学年より中学生に対してのネットモラルの指導充実を図って、児童生徒がインターネット等の使用によるトラブルに巻き込まれないよう、現在取り組んでいるところです。今後の方策としては、これまでの各学校による取り組みや、教育委員会としての取り組みを

さらに充実させていきたいと考えています。また、県外先進地域の取り組みを参考に学校、家庭、地域が一体となって本市の児童生徒がインターネットや情報端末を正しく利用し、みずからトラブルを回避できる能力を身につけることができるよう取り組んでまいります。

さらに教職員への情報教育に関する研修会を毎年、市内全小中学校を対象にして実施しております。その中で授業改善のツールとしてのICT機器の活用研修はもちろんです、教職員がきちんとネットモラルの指導が行えるよう、指導力の向上にも努めてまいりたいと考えています。

②スマホ等の児童生徒の使用規制についての課題という点ですが、まず児童生徒のスマホ等の使用を規制するに当たって学校、あるいは保護者、地域、教育委員会、関係機関と一体となつて共通理解のもとに進めることが大切であるとと考えています。

教育委員会だけで規制をするということ、これは難しいところです。それから学校だけの指導ということも、大変難しいことです。実際にスマホを買って与えているのは保護者です。保護者の認識も大変大切なところになってくるかと思っております。先ほどの県の保護育成条例がありました、それをしっかりと周知していくことも考え、具体的な課題として、規制をかける対象年齢あるいは規制のかけ方等については今後、先進地域の事例も参考に検討してまいりたいと考えています。本市教育委員会としては、やはり義務教育期間の小・中学生を対象に、そして各家庭において家庭学習とか、そういう家族の団らんには支障がないように九時または十時以降の使用については制限を設けるように学校、家庭に通知をする方向で考えていきたいと思っております。

## ◎教育長

③子供たちがスマホを手放せない。食事中も右手に箸、そして左手にスマホ。夜十時を過ぎてもLINEでやりとりが忙しい。このように子供たちがスマホに時間を奪われている現状は、

極めて問題であると認識しています。

また、子供たちがスマホやネット機器を通してアダルト動画やアダルト画像に容易に触れてしまうような環境にさらされている状況も極めて深刻であると認識しています。

そこで教育委員会としては、児童生徒のスマホやネット機器使用について学校、家庭、関係機関が一体となって児童生徒の使用を制限するルールづくりを後押しする取り組みが必要であるとと考えています。

教育委員会としては学校や家庭の取り組みを、より強力に後押しし、支援する方策としまして例えば議員から提案のありました条例の整備等も視野に置き、早急に検討する必要がありますと考えています。今後は学校や市PTA連合会や関係機関、そして本市の関係課等と協議し、検討を進めてまいります。



高橋 真 議員

## 療育支援事業について

①児童発達支援事業所つくし園の役割について本市の見解を伺う。

②昨年度と比較して保育士二人が減少したことについて。減少査定となつた具体的な経緯と本市の見解を伺う。

③本市が療育支援の方針策定中であつたとしても、療育の現場の質と量の低下は防ぐべきであり、療育支援事業は関係各課が一体的に考えていくべきだと思つが、組織的な課題はないか。

④今後の方向性について伺う。

## ◎子どものまち推進部長

①児童発達支援事業所つくし園は、児童福祉法第六条の二の二に基づく事業であり、心身に障害、または発達のおくれがあり、受給者証の交付を受けた児童が対象となっております。

つくし園は、かりゆし交流センターにおいて市内で唯一の親子通園に取り組んでおり、親子の愛

着形成を図りながら児童への丁寧な保育や、保護者からの相談を受けることで児童の発達支援及び親支援を行う場としての役割を担っています。今年度、つくし園ではカリキュラムを見直し新たに並行通園を取り入れるなど、より充実した療育のあり方を模索しているところでです。

②つくし園の体制につきましては、平成二十六年年度が管理者である所長一人、保育士六人、臨床心理士一人、言語聴覚士一人の計九人体制で、その内訳として正職員三人、嘱託職員二人、臨時職員四人となっていました。そのうち臨時職員二人については、利用延べ人数の増加傾向があること及び、つくし園の療育形態や関係機関との連携のあり方を検証するための増員でした。

平成二十七年年度は管理者である所長一人、保育士四人、臨床心理士一人、言語聴覚士一人の計七人体制で、臨時保育士が二人減となっております。この臨時職員の保育士が二人減となった経緯ですが、主な理由として年間の利用延べ人数の減少がございいます。平成二十五年年度の利用延べ人数は三千五百七十八人でしたが、平成二十六年年度については二千七百五十人と前年度に比べて八百二十八人減少し、平成二十四年度と同程度の利用延べ人数となったことから平成二十七年年度の臨時保育士が二人減となったものです。

③つくし園の課題として、さらさらとつくし園との間の移行支援が滞りがちであると、関係機関との連携が必ずしも緊密には行われていないという点を組織的な課題として直視しなければならぬと痛感しています。

④本市における療育支援において、つくし園の位置づけを改めて明確にし、課題となつてい関係機関との連携による円滑な移行支援を推進するために、業務の量や内容に応じた人的体制の強化が急務と認識しています。そのために臨時職員の増員等について早急に関係部署との調整を進め、さらに療育事業の一元化等を目指して取り組んでまいります。



屋富祖 功 議員

## 障がい福祉について

①耳マークの普及については、聴覚に障がいを持った方々の対応について、市内に聴覚障害手帳所持者は何人いるか。

②市役所内の窓口でこのような対応をされているか。また、今後、耳マークと無線式振動呼び出し装置を設置してはどうか。

## 健康福祉部長

①手帳の所持者の人数について。平成二十七年六月末時点で市内の聴覚障害による身体障害者手帳の保持者は総数で六百七十五人、内訳をいたしましては一級が三十一人、二級が百八十八人、三級が七十九人、四級が百十人、六級が二百七十五人となっております。

②健康福祉部、障がい福祉課においては、現在聴覚に障がいのある方が窓口にはいらした際、手話通訳者等による手話及び筆談による対応をしています。さらに今年一月からは窓口で、今、お話のありましたボタンを押すことにより、振動で担当者に来客を知らせる無線式振動呼び出し装置を設置するとともに、六月からは耳マークを掲示するなど、聴覚に障がいのある方が安心して窓口を利用できるように取り組んでいるところです。今後、市役所内の各部署における耳マークと無線式呼び出し装置の設置につきましては、関係部署と調整し、設置に向けて働きかけを行っていきたくと考えています。



糸数 昌弘 議員

## 公園の管理状況について

①公園の管理体制について伺う。

②公園の清掃、遊具の管理状況はどうなっているか。

③指定管理の場合との違い、メリット、デメリットをどう考えているか教えてください。

④委託契約がおくれた理由について伺う。

## 建設部長

①公園の管理体制について。前年度までシルバー人材センターが指定管理を行っていた公園百六箇所については今年度から市の直営による管理を行っています。

現在の管理の状況としては、現業職員十四人を配置してごみ回収、日常遊具の点検、遊具等の修繕、樹木剪定等を行っています。また、前年度まで指定管理者としてシルバー人材センターが行っていました三十箇所の草刈り、十四箇所のトイレ清掃については引き続きシルバー人材センターへ委託しており、その他の街区公園などについても前年度同様、愛護団体が草刈りやトイレ清掃を行っています。

大規模な修繕や樹木剪定、遊具の定期点検、毎日の公園巡回パトロール等については外部委託している状況です。

②公園の草刈り清掃及びトイレ清掃については、シルバー人材センターへ委託しています。各公園の草刈り清掃は、現場状況を見ながら年間五回行うこととなっており、各トイレ清掃は週三回行うこととなっています。

その他の公園の草刈り清掃については、現業職員、または愛護団体が適宜実施しており、トイレの清掃については愛護団体が行っていきます。また、各公園のトイレトーパー補充については、週二回、現業職員による補充を行っております。利用者が多い美里公園については公園巡回警備業務委託の巡回パトロール時においても補充を行っています。

園内のごみ拾い清掃については、現業職員による週二回の清掃や、愛護団体による清掃を行っています。また、利用者が多い美里公園、越来城(キークグスク)水辺公園については、現業職員による清掃とは別にシルバー人材センターによる週二回のごみ拾い清掃を行っています。

遊具の管理については、現業職員による週二回の目視点検、月一回の日常点検を実施しています。また、今年度より年二回、専門技術者による定期点検業務委託を予定しています。

③前年度まで指定管理者の作業員が常駐しておりました美里公園につきましては、緊急の連絡や市への問い合わせができるよう、園内の表示看板等に担当部署、建築・公園課の連絡先を明記しています。

また、管理棟の見やすい箇所へ連絡先を掲示し、いつでも利用者が連絡、問い合わせ等が行え、安心して公園を利用できるよう努めています。

④直営管理される初年度ということもあり、委託公園数や草刈り年間回数等について、シルバー人材センターとの調整に時間を要したため、契約が五月になった経緯がございいます。

次年度に向けては、委託先のシルバー人材センターと早期に十分な協議を行い、市民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えています。



島田 茂 議員

## 第九十七回全国高等学校野球選手権沖縄大会の会場について

なぜ予選会場として沖縄市野球場(コザしんきんスタジアム)が使用されていないのか、その理由と現状について伺う。また、高校野球に対しては最大限の配慮をすべきと、工事に当たつての契約議案の審議や一般質問などで問われてきたと思うが、今後はどうする予定なのか伺う。

## 教育委員会教育部長

本市のコザ運動公園内の体育施設の利用受け付けについては、指定管理者である沖縄市体育協会が行っています。体育協会において、沖縄市総合運動場体育施設利用者受付要領に基づき、大会や事業の優先順位の取り決めを行い、体育施設の利用割り振りを行っています。今回使用されない理由は、全国高等学校野球選手権沖縄県

大会よりも、他の大会が優先された結果、コザしんきんスタジアムでの試合が組めなくなりました。教育委員会としては、市体協に対し、日ごろから連携を図りながら必要に応じて指導を行ってきたところですが、このような事態を招いたということは、結果的に指導が行き届いていなかったということであり、事前調整や確認作業を行うなどして、しっかりと対応すべきだったと深く反省しているところです。今後、このようなことが起きないように、緊張感を持って業務に当たるとともに、市体協とはさらなる連携強化に努め、指導すべき点はしっかりと指導をし、改善すべき点は速やかに改善をし、適切な施設運営に努めていきたいと思っております。

現状としては、今回の事態を受け、沖縄県高等学校野球連盟の役員に直接お会いし、おわびを申し上げ、今大会の日程にコザしんきんスタジアムを組み込むことができないか再度御相談しましたが、既に動き始めた大会ということもあり、難しいというお返事でした。その際、今後の優先利用に関するお話をしましたので、今回の反省を十分生かし、次年度に向けてはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今後は、利用に係る受付要領の改定を含め、高校野球に関しては、その使用の優先順位の格上げをして、最大限の配慮をもって対応したいと考えています。



小谷 良博 議員

敬老会名簿の提供について

①自治会長協議会は住民台帳を交付していただきたいと市当局に依頼したが、個人情報保護法で交付できないということだった。そして八十歳以上の敬老該当者だけでも名簿を提出していただきたいと依頼したところ、市民生活課と何度も打ち合わせを行い、やっと取扱規定を作成して名簿が交付されるように

なった。そのときにも三十七自治会長は大変喜んでた。高齢者世帯の把握、あるいは見守りパトロール、要支援、要介護者の災害時等の対応等もこれで行えるかという気持ちであつたが、この用紙は非常に見づらい、写真のネガフィルムみたいな感じのものだった。光を当てないと見えづらいこともあるし、御承知のとおり、自治会長の皆様は、ほとんど五十七歳以上で、非常に見づらいということだったので、この用紙を使用した理由を伺った。

②今までに敬老会名簿を申請した自治会は何自治会あつたか。

③用紙の変更は可能か。

健康福祉部長

①各自治会が主催する敬老事業の対象者につきましては、個人情報保護条例の定めにより、名簿の提供を行うことができない時期が続きました。しかし、各自治会から対象者名簿の提供についての強い要望があつたことから、平成二十五年八月に沖縄市情報公開及び個人情報保護審議会に対し、敬老事業における個人情報提供についての諮問を行っており、平成二十五年九月には敬老事業を実施する自治会に市が保有する対象者名簿を外部提供することについて妥当とする内容の答申をいただいています。これにより平成二十六年より希望する自治会に対し、敬老事業対象者名簿の提供を行ってまいりました。

用紙の件ですが、敬老事業における個人情報の提供について、個人情報保護審議会へお諮りした際に、個人情報保護審議会の委員より、提供した名簿が複写され、不特定多数の手に渡らないようにとの御意見があり、審議会より出された答申においては、審議会の意見としてコピーを禁止するなど、情報管理の徹底が市に求められています。このことから情報漏洩を防ぐための対策の一環として、コピー、改ざん防止の用紙を使用することを提供の際の条件としています。

②平成二十六年度に名簿を提供した自治会数は二十四自治会です。

③市民の個人情報保護することを最優先と

考え、そのために現在の用紙が他の改ざん防止用紙に比べてもセキュリティ面で優れていることから、現在、使用しているところですが、見づらいとの御指摘がありますので、文字を大きく、あるいは太くするなどして、より見えやすくなるように工夫をしてみたいです。また用紙の変更につきましては、今後、同等のセキュリティを確保しつつ、より見えやすい用紙があれば採用を検討します。



喜友名 朝彦 議員

青少年センターについて

①先日、青少年指導員の方々に、帰りたくても帰れない子供たちに関するアンケートが配られているが、その内容と結果を伺う。

②指導員がパトロール中にそういう子供たちに出会った場合に、帰りたくても帰れない。では青少年センターに行こうとパトロールカーに乗せて連れて帰って預かろうかという質問に対していろいろな御意見が上がっていると思うが、その意見を伺う。

③子供たちと出くわした際に、「御飯食べたか」「何しているか」というのが、まず会話の糸口なのだが、何を話しかけても話をしてくれない子供たちがいる。丸つきり目も合わせない子供たちもいるのだが、そういう子供たち、御飯を食べてないかもしれない。お腹空いているかと言っても、何も答ええない。そういう子供たちに対して、何か我々としても、まず指導員としても話すすきつけ、何かを聞き出すきつかけはまず会話をするのだと思う。そういうことに関して、青少年センターとして何か助けていただくことはできないか。

教育委員会指導部長

①青少年指導員の方々に行ったアンケートの内容と結果について。先月、百二十人余りの青少年指導員に夜間街頭指導等についてのアンケートをお願いしました。回収はまだ半分程度ですが、その数字で答えます。

まず一つ目は、夜間街頭指導において帰宅指導を行った子供たちの人数について。一番多かったのは中学生や高校生で五十六人という回答がありました。次に中学生、高校生以外の若者が二十八人、その次に小学生が二十七人、未就学児も十五人いました。

二つ目に、帰宅指導した際の夜遊びの理由について。理由のひとつとして一番多かった回答は「友達と遊びたいから」というのが三十三人、「家にいても面白くないから」二十一人、「帰りたいから」十三人、「家に誰もいないから」十二人、「親などから家に帰ってくるなと言われた」というのが三人といった理由が聞かれました。

三つ目に、親や兄弟から家に帰って来るなどい子に対して、青少年指導員としてどう対応したかという質問への回答として、「優しく帰宅を促した」「家まで送ってあげた」「理由を細かく聞くことができなかった」「何もしてあげることができなかった」という声がありました。

四つ目は、そういう子供たちを青少年センターで預かったほうがよいか、預からないほうがよいかという質問です。三十一人の青少年指導員の方からは、預かったほうがよいという回答でしたが、ケースバイケースといった考え方のほうが多く見られました。

五つ目に、帰りたくても家に帰れない子供たちを見つけたときに、青少年指導員のあなたは子供たちを青少年センターで預かることができますか、という問いもありますが、回答した五十四人中四十七人の方は預かることはできないとの回答がありました。以上がアンケートの内容と結果でございます。

②青少年指導員の方からの御意見ですが、子供たちのことを考えると放置するわけにはいかないと、予測される事態や体制など、慎重に検討する必要があると思う。あるいは預かったほうがよいが、誰が預かるか。あるいは人員

体制の問題や責任の所在はどこかとか。預かるだけでは子供たちの問題解決にはつながらない指導員なので、家に帰すことを優先に考えたほうがよい。緊急性がある場合は別だが、預かることは警察や児童相談所の役目ではないかなどの御意見がありました。

③そういう子供たちを見つけた場合、今の時点ですぐに預かれると申し上げることは大変難しいですが、アンケートの回答をいただいた青少年指導員の皆様と、あるいはその関係機関ともしっかりと話し合いを持ち、その子供たちに対してどのように対応ができるのか、まず協議をしていきたいと考えています。そして青少年センターとして今できることは、夜間巡回を行う際に、そういう子供たちを見つけた場合に、かわりやすい状況をつくってあげるということが大切かと思っています。そういう子供たちは居場所もなく、なおかつお腹も空かせている状況、あるいは状態も予想されるので、巡回する際、巡回車に飲み物とか、あるいは保存食などを備えておき、子供たちの状況を見ながらこの飲み物等を提供し、子供たちと話しやすい状況、かわりやすい状況をつくりながら帰宅指導をまた丁寧に行っていくるようにしたいと考えています。

飲み物はペットボトルなどもありますので、すぐに準備できますが、食べ物に関してはまた保存食もございませぬ。非常食の保存がきく缶に入ったパンやビスケット等を準備し、できるだけ早い時期に対応していきけるよう、取り組みます。



高江洲 義八 議員

教育行政について

沖縄県は県民がしまくるといばに対する関心と理解を深め、後世にしまくるといばを継承していくため、平成十八年三月に九月十八日をしまくるといばの日と制定し、平成二十七年三月二十七日に沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課から

「しまくるといば読本」が発行されている。この本を県内の小・中学校に方言教材として、しまくるといばのよさを知ってもらうとともに、日ごろからなれ親しんでもらうため、配布するようであるが、市内小・中学校への配布状況と、活用状況について伺う。

教育委員会指導部長

しまくるといば読本の配布状況ですが、今年度四月、本市においても県文化観光スポーツ部文化振興課より、全小中学校の五年生と中学二年生を対象に配布されています。

配布されたのが今年度の四月ですので、本市においても各小・中学校でどのようにこの年間指導計画の中に位置づけて指導していくか今、検討している状況です。今後の活用として、主に総合的な学習の時間あるいは国語の時間、道徳特別活動などの時間で活用が考えられます。

高江洲義八議員

このしまくるといば読本はCDつきで中南部、北部、宮古、八重山、与那国などの地域によって方言が違うことも紹介され、すばらしい方言教材であると思つてゐる。学校現場においては、時間的な制約もあるかと思うが、文化的行事ポランテアの読み聞かせ等で大いに活用していただきたいと思います。



栄野比 和光 議員

建設工事、入札制度について

① 予定価格事前公表の実施が必要だと考えるが本市（総務部）において他市町村の状況等の調査、またどのような検討作業がなされたか  
② 予定価格事前公表の実施を可と判断されているならば、実施スケジュールを伺う。  
③ どのような手続が必要か。  
④ 予定価格・最低制限価格の決定権者は誰か。  
⑤ 建築・電気・設備工事における参考数量公開

について。国・県発注工事においては、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図る目的に参考資料として公開、提供している。本市発注工事において、今後、設計数量公開についてどのような考えか。

総務部長

① 予定価格の取り扱いにつきましては、現在、沖縄市工事等請負契約に係る入札結果等の公表に関する要領に基づいて、事後公表を行っているところ。前回の一般質問を受け、県内十市の状況について確認しましたが、現在、予定価格額によって取り扱いは若干異なる部分もございますが、おおむね九市が予定価格の事前公表を行っています。そのため、本市においても他市の動向等を踏まえ、事前公表に向けて検討しているところですが、今月末には公共事業の入札に対しても円滑な執行、公平性、透明性の観点から、改めて建設関連団体との意見交換会を計画しており、その中での意見等も参考にしながら方向性を示していきたいと考えています。

② 予定価格の事前公表につきましては、入札制度との関係もございませぬ。現在慎重に検討しているところでございます。今後、他市町村の状況や建設団体等の意見交換会を踏まえながら進めていく予定でございます。よって、現時点におきましては明確にお答えすることはできませんが、早い時期に考え方を示していきたいと考えています。

③ 手続については、本市の発注する建設工事並びにこれに係る設計、管理及び調査委託の競争入札におけるより一層の透明性、競争性の確保、競争入札の改善を図るため、沖縄市建設工事等競争入札制度検討委員会を設置しており、この委員会の中で検討することになります。

④ 予定価格の決定については、沖縄市事務決裁規程により、工事につきましても、一億五千万円以上は市長、六千万円以上から一億五千万円

未満は副市長、六千万円未満は部長となっております。次に調査設計業務については、二千万円以上が市長、五百万円以上から二千万円未満は副市長、五百万円未満は部長となっております。また最低制限価格を設定する場合には、予定価格の決定に準じています。

本市発注の建設工事に伴う入札積算資料

については、図面一式と標準仕様書及び当該工事の概要などを記載した工事説明書を配布しています。設計数量を示すことは入札業務における入札参加者等の積算の効率化を図る観点から、有効であると認識をしているところです。よって今後、設計数量を提供することの課題等を整理するとともに、今月中には建設関係団体との意見交換会も予定しておりますので、その意見も踏まえながら適切な公共工事の発注に取り組んでいきたいと考えています。

⑥ 完了した工事の設計内訳書については、現在公表していません。仮に情報公開請求があれば、沖縄市情報公開条例に基づいた対応となります。また、手続や時間的な課題等もありませんので、県や他市との状況を調査するとともに、公開の方法や時期等についても検討してまいります。



与那嶺 克枝 議員

学校給食実施について

① 初の幼稚園学校給食を導入し、配膳など園児の指導に現場は大変だったと思うが、これからの経過を伺う。

② 給食を実施してアンケートをとったと聞いているが、そのアンケートの声、保護者の声を伺う。

③ 全園の給食実施を目指し、施設整備と関係部署との協力が重要だが、残る十四園の実施計画について伺う。

④ 第一調理場と第三調理場は、幼稚園の整備が整えば対応は可能か。  
⑤ 配膳室がないところはブレハブでも対応して



いただきたいと思います。給食検討委員会で検討することはできるか。

⑥老朽化している第二調理場の改築の進捗状況を伺う。

〇こどものまち推進部長

①比屋根幼稚園と泡瀬幼稚園の二園をモデル園とし、平成二十七年五月十一日より、学校給食を導入しています。当初は幼稚園での初めての給食ということで、なれない中、配膳から食事まで時間がかかっていましたが、現在では先生方の努力と創意工夫もあり、段取りもスムーズに行われ、園児も配膳を楽しみながら手伝うようになり、給食時間を友達と笑顔で過ごせるようになっていきます。

②幼稚園給食を導入して約一箇月半が経過した六月末に泡瀬幼稚園、比屋根幼稚園の職員及び保護者に対し、アンケートを実施しました。保護者アンケートでは回答者百三十九人のうち百三十八人の保護者が「給食はあったほうが良い」と答えており、大半の保護者から高い評価を得ています。その声の一端を御紹介します。「先生やお友達と会話しながらの給食は、心と体を成長させ、また栄養バランスもよいのでありがたいと思っています」「いろいろな食材に出会う機会にもなり、食育にもつながります」「小学校での給食の練習にもなると思います」「子供たちが自分たちで配膳して片づけもする。この流れが身につくことで、家庭での作法にもつながるのではないかと期待しています」「晩御飯のときに給食の話をして盛り上がりませす。苦手なものも、「今日は頑張った食べたよ」と毎日のように話してくれます」「子供が給食を楽しみにして喜んでいきます」「先生方にとってもお世話になっております」「沖縄ならではの料理や食材があり、沖縄の食文化に触れてありがたく思います」「働く母には何よりも助かります」などの声がありました。

③モデル園である二園での給食の実施状況を踏まえ、現在、ほかの十四園での給食導入に向けた検証作業を行っています。こどものまち推進部と教育委員会が緊密に連携すべく、幼稚園給食導入検討委員会を立ち上げました。そこで、

個々の幼稚園ごとの状況を的確に把握し、課題の洗い出しと整理を行い、今後の作業工程や有効な課題解決の手法について具体的に詰めるが、給食の全園実施に向けて取り組んでいます。

④現在の公立幼稚園は小学校と併設し、給食を前提とした施設のつくりではないため、配送車両の進入路やコンテナを搬入する出入り口の確保等、ハード面においても課題が山積しています。さらに御指摘の給食提供体制の確保など、運営面での課題もあります。今後、教育委員会と精力的に調整を図り、役割分担をしながら、園ごとにそれぞれ固有の課題をクリアすべく、可能なところから順次着実に給食を提供できる公立幼稚園の拡大を推進します。

⑤プレハブでの対応も非常に有効な手法の一つだと考えています。検討委員会では、こどものまち推進部保育・幼稚園課、そして教育委員会給食センター、施設課、指導課、教育総務課などが入っており、そのあたりでしっかり論点を掘り下げながら対応策を考えていきます。

⑥第二調理場の改築については、昨年の十二月定例会において議員の御質問の際、第三調理場と同規模の調理場が建設可能な候補地について調査研究をしているところであると答えさせていただきました。その後の進捗状況としては、受配校との距離、あるいは敷地周辺の道路状況、周辺環境への影響等さまざまな条件、観点から調査研究を重ね、前年度末に候補地を二箇所絞り込んでまいりました。今年度四月から教育委員会内の検討委員会を重ね、さらに候補地を絞り込み、現在、政策会議にかけられる最終候補地の決定に向けた資料づくりを進めているところです。



喜納 勝範 議員

教育行政について

①越來小・中学校の一貫教育の調査研究の進捗状況について伺う。

②越來小・中学校においては、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりとして、モデル校に成り得るものと考えているが、実現に向けた今後のスケジュールについて伺う。

〇教育委員会指導部長

①平成二十五年年度から昨年度までの二年間、文科省より小・中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究の委託事業を受け、小・中一貫教育校に関する研究を進めてまいりました。特に越來小・中学校においては、隣接校であるといった立地条件や学校規模などから小・中教育一貫校を念頭に置いたモデル研究校に位置づけた小・中連携の取り組みを推進してきました。小・中一貫教育校について、まず小学校、中学校の抱える課題を共有しながら、学校連携を段階的に進めていくことが必要だと考えています。そこで越來小・中学校においては児童会や生徒会の合同の挨拶運動の展開や、相互の学校行事への参加を通じた小・中学生の交流、あるいは小・中それぞれの教師による相互授業参観などを通じて、小・中のつながりをより強めていくことの取り組みを進めています。また学校運営協議会を小・中合同で設置し、小・中一体化したコミュニケーションを目指しているところです。

こうした学校連携と地域連携の取り組みを通して小・中一貫教育設置の環境づくりを推進しています。

②小・中一貫教育校設置に向けた今後のスケジュールは現在、国において小・中一貫教育校を義務教育校として制度化する動きがあります。また、それに伴って教員の免許法の改正も検討されていますので、本市としてもこうした国の制度の動きを注視する必要があると考えています。設置時期について明確にすることは、現段階では大変難しい状況ですが、本市における小・中一貫教育校の設置に向けた取り組みは、越來小・中学校をモデル校として推進したいと考えています。



諸見里 宏美 議員

国民健康保険(国保)の運営と後期高齢者医療制度について

①国保の財政運営主体を市町村から都道府県に移管することをどう考えているのか。また、県の国保負担の標準と沖縄市の負担との差額についての考えを伺う。

②医療費の目標を定める医療費適正化計画や、病床を削減させる地域医療構想をどのように受けとめているか。

③大病院受診の定額負担導入や、患者申出療養制度についてどのように受けとめているのか。

④入院時食事療養費の見直しについて伺う。

⑤入院時における食料費と調理費の内訳で、公的負担と患者負担について、現状と改定後の見直しについて伺う。

⑥後期高齢者医療制度の保険料軽減特例が原則廃止となる。その影響について伺う。

⑦医療費と保険料の負担の増加は利用者の問題にとどまらず、病院経営そのものも脅かしかねないが、所見を伺う。

〇健康福祉部長

①国保事業の県単位化の運営の意義は、県が国保の財政運営の責任主体となり、国保制度の安定化を図ること、良質な医療の効率的な提供に資することとされています。県単位化では、県と市町村は共同で国保事業を運営するので、県や他市町村と協力を図りながら、今後とも国庫負担金や国保の構造的な問題に係る意見を要望したいと考えています。また、負担の差額については、県が示す保険料率よりも本市が低い保険料率を採用する場合、一般会計から法定外繰り入れを行うことになると考えています。

②平成二十七年四月より都道府県が地域医療構想を策定することとなっており、その中で二〇二五年の医療需要と病床の必要量を推計し定

めるものです。人口減少や高齢化に伴う医療需要の変化を勘案し、ほとんどの都道府県が病床の削減対象となる中、本県は今後、増床が必要となる見込みです。地域医療構想策定後には同構想と整合性を図り、医療費適正化計画を見直し、目標を設定することとされています。医療費の適正化は、ただ単に医療費の削減を目標にするのではなく、運動や食育等による健康増進、検診等による疾病の予防や早期治療、ジェネリック医薬品等の活用、また必要な医療を受診できる体制の構築など、医療費の適正を図ることが重要だと考えています。

③平成二十八年度から紹介状なしで大病院を受診するときに、従来の一部負担金に加え定額負担金を徴収する制度が開始されます。定額負担の額は五千円から一万円程度を想定し、今後、審議会等で検討されます。医療資源を効率的に利用するための施策である一方、フリーアクセスという観点もあると認識しています。患者申出療養制度は、患者からの申し出によって行われる新たな保険外併用療養の仕組みで、平成二十八年度から開始されます。これは国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応える一方、結果的に経済的に余裕のある方ではないかという懸念もあります。これについて国は安全や有効性を早急に確立させ、保険適用を目指すという点で、平等な医療を阻害する混合診療にはならないとしています。どちらも市民を取り巻く医療環境に係ることなので、関心を持って、注視していきたいと考えています。

④今回の制度改正について、入院時食事療養費等は、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、従来の食料費相当額に加え調理費相当額の負担を求める改正となっています。低所得Ⅰ、低所得Ⅱは、今回の改正では据え置きとなっており、一般所得者は現行二百六十円から平成二十八年度では三百六十円、平成三十年度には四百六十円となる予定です。

⑤入院時食事療養費は、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして届け出て、当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院し

ている患者は一食六百四十円、それ以外の保険医療機関に入院している患者は一食五百六十円、それぞれ一日三食を限度として算定し、また別途特別食を提供した場合の加算があり、また仮に一食六百四十円とした場合、一般所得においては二百六十円を患者が負担し、残りの三百八十円を入院時食事療養費として保険給付を行っています。低所得Ⅰ、Ⅱについては、それぞれ百円、二百十円の自己負担額となっています。改定後の見直しは、調理費の基準額から自己負担額を差し引いた額が入院時食事療養費として保険給付されることとなります。

⑥現在、特例措置を受けている本市の後期高齢者医療制度加入者は六千九百十三人です。平成二十年度の制度発足時から年齢による差別などの批判を受け、本則の保険料軽減に加えて国による特例措置として均等割の九割、八・五割軽減、所得割五割軽減、被用者保険の被扶養者であった者の軽減を現在、実施しています。国においては、これらの特例措置を平成二十九年度から原則的に本則に戻すとしていますが、詳細についてはまだ明らかにされていませんが、今後、他市町村、または広域も含めてその動きを注視していきたいと考えています。

⑦今回の制度改正により、国保制度のみならず、被用者保険における後期高齢者支援金や入院時の食事費、大病院受診時の定額負担、協会けんぽの国庫負担、国保組合の国庫補助、医療費適正計画、患者申出療養についての制度改正が行われています。病院については、地域医療のななめであり、経営を圧迫することはあつてはならないと考えています。公費投入の仕組みまたは今後の診療報酬の改定など注視して見守っていく必要があると考えています。



阿多利 修 議員

熱中症の対策について

①学校での熱中症対策、体育の時間や部活動中

の対策はどうか。②通学、登下校に帽子をかぶるような奨励はしていないのか。③小学校に設置されている冷水器や製氷機の設置状況と利用状況について伺う。

④中学校の設置状況を伺う。⑤製氷機、または冷水器の設置と管理はどうか。⑥中学校の製氷機の設置は教育委員会の予算で設置したところもあるか。設置または運営について教育委員会で検討できないか。

○教育委員会指導部長

①各小・中学校においては体育の時間、あるいは屋外活動、行事等において帽子を着用するのはもちろんのことですが、水分補給をきちんと促したり、あるいは塩分やミネラルの補給を行うなどの指導や対策はしっかりと行っています。また、ほとんどの学校においては水筒持参を行い、いつでも水分補給ができるようにしていることと、それから帽子の着用については、小学校の場合は体育の時間はほぼ100%、中学校ではなかなかそういうのが未定着です。ただ、学校においては体育の三点セットとして、学校のロゴとかマークが入ったキャップがありますが、それを着用して体育の時間をさせているということもございました。それからさらに学校全体としては、高温注意報が発令されたときは、この注意喚起や暑さの指数をしっかりと確認し、数値によって早目の放送を入れて、子供たちに注意喚起したり、それから職員全体で熱中症の基礎知識についての研修を行った、あるいは学年を固定して、毎年熱中症予防講演会を行っているという学校もありました。

②登下校時の帽子の着用等の奨励も、子供たちの日常生活の指導に入っているのは、なかなか帽子をかぶって登校するというのは難しいです。小学校低学年までは帽子をかぶって登校する子供たちがおられますけれども、だんだん中学年、高学年、そして中学生になるにつれてこれが定着してこないという現状です。また帽

子の着用に関しては、きちんと熱中症予防対策の中で体育の時間だけではなく、外出するとき帽子をかぶりましょうという注意は、しっかりと学校のほうで行われています。

③小学校においては冷水器が設置されていない学校があと三校（中の町小学校、美東小学校、美原小学校）あり、製氷機が設置されていない学校が十校あります。教育委員会としては、今後とも学校施設を整備していく際に、この冷水器を校舎及び体育館に設置していくことにはしていますが、製氷機の設置については、今のところ大変厳しいところもございませう。今後、小学校においては製氷機の必要性や頻度、そういうものも調査しながら考えてまいります。

④市内中学校の設置状況ですが、冷水器を設置している学校は全八校で四十八台。製氷機を設置してある学校は全八校で九台となっています。設置場所については、小学校と同じように校舎内、それから体育館。利用状況については、主に休み時間、体育の時間、中学校においてはまた部活動もありますので、部活動の時間帯などに利用されています。

⑤冷水器や製氷機の管理については、市で設置したのもございますが、PTA等からの寄贈、あるいは周年行事等に入れたものもあり、管理は各学校で行っています。

⑥製氷機に関してはPTA、あるいは周年行事、その他のもので入れてあり、教育委員会へ入れたものはありません。それから修理や修繕等に係る費用は、市で設置したもの、あるいは教育委員会の備品設備として移管されたもの、あるいは備品修理費として対応していますので、PTAで購入したのも、あるいは周年行事で購入されたものに関しては、またそういう備品、施設としての移管登録をしていたら、それがきちんと教育活動に必要なものなのか確認しながら、承認されればその備品修繕として対応できると思います。



桑江 直哉 議員

## 沖縄市サッカー場の沖縄防衛局による汚染範囲の特定等に係る調査結果について

①どのような調査結果報告があったのか。  
②四月八日から十一日にかけて新たに発見されたドラム缶八本の調査結果はいつごろ出るのか。

③分析方法について、前回のクロスチェックを行った際と今回とでどう変わったのか。  
④なぜクロスチェックを行わなくなったのか。専門家の意見をどうするのかについて伺う。

⑤沖縄防衛局は、これ以上の調査結果を踏まえ、各種汚染に適した処理施設へ搬入後、処分するとし、処理については「処分方法、処分時期、処理施設について沖縄市等と協議が整い次第実施する」としている。現在の協議の状況について伺う。

⑥処理の方法については慎重な対応が求められ、沖縄防衛局や県との協議にとどまらず、市民県民に対しても情報を提供し、意見を求めるなど十分な協議が必要と思つが、市としての見解を伺う。

⑦今後の磁気探査及び調査のスケジュールについて伺う。

### 企画部長

①平成二十七年二月十日公表のドラム缶八十三本が発見された地点の追加調査の結果について、同地点におけるDDT類や油分等の汚染範囲の特定等を行い、そのドラム缶付着物や底面土壌等の処分方法等について公表をしています。平成二十七年三月二十三日公表の平成二十七年二月に発見されたドラム缶十七本の付着物及び底面土壌について、ドラム缶付着物の廃棄物等に含まれる金属等の分析項目中十一項目及びドラム缶底面土壌の土壌汚染対策法に規定する第一種特定有害物質十一項目の分析結

果に関する内容となっており、揮発性有機化合物であるジクロロメタンが高濃度で検出されるなどの公表がありました。平成二十七年六月二十九日に基地に関する調査特別委員会等に対して沖縄防衛局より説明があり、同日に公表された内容としては、二月に発見されたドラム缶十七本について、三月に公表した調査結果以外の残りの分析結果に関する内容となっており、底面土壌の十六検体中八検体からヒ素及びその化合物の指定基準を超過するものがあつたこと等の公表がありました。

では処分を行うとのこと。さらにグラウンド西側観覧席跡にドラム缶確認調査を行う予定です。翌年度以降については、現在、経路探索にて掘削している地点を埋め戻した後に駐車場トイレ側周辺で確認された磁気異常点の調査の実施や、グラウンド側に仮置きされている廃棄物混じり土砂について、分析結果に応じて処分を行うについてのご予定とのことです。

### 市民部長

⑤サッカー場の駐車場側から発見された廃棄物混じりの土砂については、現在、グラウンド側に仮置きしており、土壌汚染対策法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく調査結果により、清浄土、普通産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に分類・区分されます。処分の方法等については、その調査結果と産業廃棄物としての判定基準との対比等を行い、関係機関との調整により運搬や処分方法を協議決定する予定です。

⑥処理の方法は基本的には三者協議で決定され、決定された処理方法等については今後も沖縄防衛局の責任のもと公表し、説明責任を果たすよう強く要請していきます。また、市としても最終的な処分量、処分委託先等についてはホームページで公開するなど、市民に対する適切な情報開示に努めていきます。



伊佐 強 議員

## 新アグリビジネス計画について

①この構想を打ち出したのは平成四年で、平成十年にはアグリビジネス構想計画となり、平成二十年には新アグリビジネス計画となつていいます。新アグリビジネス計画の概要版をいただいたが、概要版の基本計画の施策の中で、七つの体系に分かれた方針があるが、その一つ一つの進捗状況を伺う。

②現在の市内の農地面積、この計画での農地面積との比率を伺う。

③重点ゾーンの中に畑倉敷環境最終処分場が含まれている。この最終処分場のごみ山を倉敷環境は平成三十五年一月末までに海拔六十八メートルまで改善とあり、さらに維持管理開始が最低二年となっている。新アグリビジネス計画は平成三十年までの計画となっており、基本計画の方針の二番目に生産資源供給拠点（産業廃棄物最終処分場跡地利用）があり、この海拔六十八メートルは平成三十五年までかかるので、平成三十年のこの計画は達成不可能だと思われるが、ごみ山問題は環境課等と話し合いをもち、この計画の一部を採択するのか、全体を採択するのか関係課や他団体との話し合いがなされているか。

### 経済文化部長

①方針一の一の既存農業生産基盤の強化については、一部農業用水の確保、一括交付金を活用した栽培施設の導入、人農地プランの策定による農地の確保、農道の整備などの事業実施を行ってきました。それから、方針二の生産資源供給拠点及び方針三の付加価値を創る既存生産農地の活用については、旧倉浜衛生施設組合ごみ焼却炉跡地や畑倉敷環境産業廃棄物最終処分場市有地部分での事業展開となつており、事業展開用が陸上自衛隊沖繩訓練場一部返還要望地、事業展開のため事業が具体的な実施に至っておりません。方針五の湖畔交流・アグリ学習拠点につきましては、倉敷ダム敷地内での事業展開となつており、県有地や一部国有地での事業展開や陸上自衛隊沖繩訓練場一部返還要望地からのアクセス道路が整備できないため、事業が具体的な実施に至っておりません。方針六の流通・加工・検査拠点については、農産物加工施設の事業を実施しました。方針七の導入機能を支える動線計画については、庁内関係部署にて沖縄市新アグリビジネス計画市内の市道東南植物楽園線の一部区間において事業実施を行つています。方針一から方針七の基本計画の実施状況は、

七つの方針のうち一部実施を含め、三つの方針が具体的に実施されていますが、他の四つの方針については、関係する調整事項のおくれから具体的の実施に至っていないのが現状です。

②市内の農用地区域については、二百十四ヘクタール。沖縄市新アグリビジネス計画での農用地区域は百二十五・九ヘクタールとなっており、比率にして約五八・八%となっています。

③沖縄市新アグリビジネス計画が平成三十年までの計画となっており、計画期間内の全事業達成が厳しい状況がございますが、現在も関係機関や関係団体、庁内関係部署と継続して意見交換や情報交換を行っており、実施可能な事業につきましては計画期限内に取り組んでまいりたいと考えています。また、平成三十一年度以降の農業振興関係の計画については、現計画の実績等を踏まえ、新規、それから継続、廃止を含め総合的に検討します。



池原 秀明 議員

多目的アリーナ施設整備について

- ①同計画の進捗状況について伺う。
- ②同計画を進めるに当たって市長はどのような政治的アクション及び行政行動を起こしたか伺う。
- ③同計画の実現に向けて財政の確保はどのようにしているのか。
- ④基本構想の策定を進める中、調査、検討に取り込むとあるが経過を伺う。
- ⑤基本構想の具体的なコンセプト、事業方針を伺う。
- ⑥候補地の抽出について、どのように行うのか。
- ⑦交通計画あるいは駐車場はどのようにするのか。
- ⑧新たな整備手法等は何が考えられるのか。
- ⑨どういった形で経済的波及効果を生み出すとしていくのか。
- ⑩都市計画法、都市公園法との整合性はとれるのか。施設の管理運営はどのようにするのか。直営や指定

管理も考えられるが、どの方法を検討しているのか。

企画部長

①進捗状況としては、去る平成二十七年三月に基本構想の策定を終了し、今年度は基本計画、基本設計に取り組んでいく予定です。平成二十八年年度に実施設計を行い、平成二十九年年度から工事に着手し、平成三十三年度の供用開始を目指しています。

②沖縄県のプロバスケットボールチームである琉球ゴールデンキングスのホームタウン誘致活動を行うため、四月六日に琉球ゴールデンキングス「オフィシャルパートナーの集い」に参加し、キングスのサポーターの皆様に対して、ホームタウンについてのお願いをいたしました。そういった活動が実を結び、キングスが沖縄市をホームタウンにするということで、四月二十七日に共同記者会見を行いました。また、平成二十七年一月二十七日に防衛大臣へ新年の御挨拶、また就任の御挨拶をしており、その際にもくわえビジョンの実現に向け支援のお願いをしたところです。さらにアリーナ建設の実現に向け、四月二十四日に内閣官房長官と面談し、市の要請を行っています。

③今年度は基本計画及び基本設計を含めた全体計画調査を予定しています。全体計画調査は特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して進めており、次年度以降に行う実施設計、工事等の費用については、できるだけ市民に負担がかからないよう高率の補助を要請していきたいと思っております。これまで市営体育館、コザしんきんスタジアム、陸上競技場とかなり防衛の高率の補助を活用してきましたので、できるだけ高率の補助がとれる防衛予算の活用も念頭に置いていきたいと思っております。

④多目的アリーナの施設整備の基本構想では、メインコンセプト及び基本方針や関係団体へのヒアリング等も行っていきます。また、今年度は基本計画及び基本設計を含めた全体計画調査を予定しており、施設全体の計画や管理運営の計画等、類似施設の事例等を調査しながら市民の期待にこたえるべく活力あふれる本市のランドマー

クとなるよう取り組んでまいります。

⑤基礎調査における本市の状況や関連団体への意向調査などで抽出された意見から、本市のランドマークとして周辺地域とともに活力ある未来像を描くべきであるということがありまして、一未来を創り、地域を活性化させるアリーナと定め、一未来を創り、感動を与え、未来を創っていくというメインコンセプトとなっています。また、基本方針として、一点目には、バスケットボールを中心としたスポーツ興行を開催する観せる施設。二点目は、各種コンサート、コンベンション等を開催する使いやすい施設。三点目は、観客満足度を高め、より多くの事業主体に利用される一万人規模の施設となっております。

⑥建設候補地については、基本構想の中でコザ運動公園内を予定しているということ、公園内の大きな施設に干渉しない場所として、コザ運動公園の野外ステージ付近と武道館裏のアスレチック広場付近の二箇所を建設候補地案としていきます。今後、全体計画調査の中で位置については確定していきたいと考えています。

⑦多目的アリーナでイベント等が行われる際には、多くの自動車利用での来客や周辺道路の交通負荷増加が想定されるため、今年度予定している全体計画調査において検討していきます。⑧整備手法については、施設を建設するだけでなく管理運営も見据えたものとするため、今年度の全体計画調査において先進事例も調査研究し、本施設に見合った整備手法を検討します。

⑨策定した基本構想において、周辺地域や附帯産業との連携が課題として上げられています。今後、関連部署との調整を進めて検討していきたいと思っております。⑩コザ運動公園内への建設を予定しているため、全体計画調査の施設規模計画と同時に都市公園法だけではなく都市計画法や建築基準法等のアリーナ建設にかかわる法的な諸条件を整理して進めていきます。

⑪今年度予定している全体計画調査の中で、収支のシミュレーション、あるいは費用対効果等を検討し、指定管理者制度も含め、どういった管理運営体制が最適かどうか検討していきます。



浜比嘉 勇 議員

平成二十七年年度施政方針について

①国から示されている統合計画について、国との交渉はどのようになっているかということなのですが、本員は前定例会で、これは市長のこれからのネゴシエーションにかかっているのだと。七五%の補助率で百億円余りの多目的アリーナをつくるには、市民負担が大き過ぎる。九割補助を確保するような念を押してこないといけないという話をさせていただいたが、どうなっているか。

②キャンブ・キンザーの十四倉庫群を嘉手納障壁庫知花地区に移転する計画で、国は今、倉庫群を自分たちでつくることとしているが、沖縄市でつくるに貸せてはどうか。そうすれば沖縄市の業者、市民が喜ぶ。今は少ない税収で、三割にも届かない自主財源である。あそこの十四の倉庫群を役所がつくって、沖縄防衛局みたいに、嘉手納町が防衛局を国の金でつくって、国から賃貸料をもらっている。あれができるのだからできるはずだ。そういうのも一つの方法である。それを国へ、沖縄市がつくるということなので交渉してはどうか。

市長

①統合計画と関連はしないのですが、多目的アリーナの高率補助はしっかり取るように、我々の現状の説明と私が市民とお約束した部分も十分に理解してもらおうこと。そして国と沖縄市の関係、そういったものをもうもろもろ説明しながら、沖縄市の振興に大きな力をいただきたいということとで今、交渉を引き続き行っているところです。

②市で倉庫群をつくってはどうかという御提言ですが、率直に申し上げまして、基地の中に沖縄市が軍用施設をつくるわけにはいかないと考えています。

6月定例会で  
可決された  
意見書及び決議

- 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書
- 軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書
- 自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議
- 相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、綱紀粛正の徹底等を強く求める意見書
- 相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、綱紀粛正の徹底等を強く求める抗議決議

## 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書

厚生労働省は、2010年より任意接種の子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）を「子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業」として公費負担で実施してきました。子宮頸がんの予防には、子宮頸がん予防ワクチンの接種が有効であるとされ、2013年4月1日から、予防接種法による定期接種として同ワクチンの接種が実施されてきました。

その後、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係が疑われる持続的な疼痛が特異的に見られたことから、同年6月、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないとなりました。

しかしながら、厚生労働省の勧告から今日まで、同省に設けられた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、いまだ因果関係は解明されず、救済体制は進んでいません。その間にも、接種後の副反応の症状に苦しむ被害者が全国で声を挙げています。2014年8月の厚生労働大臣の記者会見では、各県に専門的な協力機関を設けること、医療機関からの副反応報告が確実に行われること等が発表されました。したがって、国においては、これまでの子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害について調査し実態把握をすること。原因解明を急ぐとともに、ワクチン接種後に日常生活に支障が生じている方々に対して医療支援等を実施することが急務であると考えます。

よって、国において国民の健康と安全のため、下記の事項を早急に実施するよう強く求めます。

### 記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンによる副反応に関し、因果関係の解明を急ぐとともに、国民に対し速やかに情報提供を行うこと。
  - 2 子宮頸がんワクチンを接種した方全員に対し、接種後の被害実態調査を実施すること。
  - 3 ワクチン製薬会社にワクチンの成分の公表を促し、関係機関に働きかけて接種後の副反応被害への治療法の確立を急ぐこと。
  - 4 子宮頸がん予防ワクチンの接種後に日常生活に支障が生じた方々への補償、並びに相談事業の拡充と各地域の医療機関の連携による対応を確立すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年7月1日  
沖 縄 市 議 会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

## 軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいと、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

### 記

- 1 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
  - 2 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
  - 3 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日  
沖 縄 市 議 会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

## 自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議

去る6月25日、自民党本部において、若手議員らが設立した文化芸術懇話会による勉強会が開かれた。出席した議員から、「マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなるが一番。日本経済団体連合会に働きかけてほしい。」など、言論弾圧をおおるような暴言が相次いでいたことが明らかとなった。講師として招かれた作家の百田尚樹氏は「本当に沖縄の2つの新聞は潰さないといけない。」と発言している。また、百田氏は米軍普天間飛行場の成り立ちについても、「もともと田んぼの中にあり、周りには何もなかった。基地の周りに行けば商売になると、みんな何十年もかかって基地の周りに住みだした。」と暴言を繰り返している。

言論、表現、報道の自由は民主主義の根幹をなすものであり、マスメディアが権力を監視、検証して批判することは当然の責務である。百田氏の発言は、政府の意に沿わない言論機関は存在そのものを許さないという態度であり、沖縄だけでなく日本全国の報道機関への圧力とも言える。これに呼応した自民党議員らの「沖縄の特殊なメディア構造をつくってしまったのは戦後保守の墜落だ。」「左翼勢力に乗っ取られている。」などの発言は、報道機関だけでなく、読者である沖縄県民をも侮辱するもので到底、看過できない。

現在の米軍普天間飛行場は、戦前には多くの集落が存在し、役場や郵便局、小学校などの公共施設があり、県民が平和に暮らす場所であった。70年前の地上戦によって米軍が住民を取容所で囲い込んでいる間に、強奪した上につくった基地である。百田氏の発言は、先祖伝来の土地を強制的に接収された地主の苦悩を顧みず、歴史的事実を意図的にゆがめて県民を愚弄するものであり、断じて許すわけにはいかない。

加えて、百田氏は「あつてはいけないことだが、沖縄のどこかの島でも中国にとられれば目を覚ますはずだ。」とも述べている。国境離島である島嶼県沖縄の県民の生命や暮らしを余りにも軽視した侮蔑的な発言である。

よって、沖縄市議会は、自民党内勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言に抗議し、発言の撤回と県民への謝罪を求めるものである。以上のとおり決議する。

平成27年7月7日  
沖縄市議会

宛先  
自由民主党総裁 安倍晋三

## 相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、綱紀粛正の徹底等を強く求める意見書

去る5月10日、沖縄市山里の国道330号で、嘉手納基地所属の米陸軍兵の男性が運転する乗用車が中央分離帯を越え、タクシーと正面衝突した。タクシーの乗務員の男性が頭部裂傷や胸部打撲を負った。運転していた陸軍兵の呼気から基準値の4倍近いアルコールが検知された。

さらに6月2日、米軍人を指導・監督する立場にある嘉手納基地第18憲兵中隊所属の兵長が、道路交通法違反（酒気帯び）で逮捕されるなど、飲酒に絡み相次ぐ事件・事故が多発している。

酒気帯び運転は重大な不法行為であるとともに一歩間違えば歩行者等を巻き込む重大な事故につながるものであり、市民・県民の平穏な生活を脅かすものとして、断じて容認できるものではない。

昨年12月米軍は、事件・事故の減少を理由に、軍人・軍属の勤務時間外行動指針（リパティエ制度）を変更し、飲酒に関する制限を大幅に緩和した。ところが緩和措置が取られた直後から、酒気帯び運転や住居侵入など飲酒絡みの米軍兵士の逮捕が相次ぐなど、綱紀粛正の不徹底のための事件、事故が相次ぎ目に余る事態が続いている。

戦後70年が経過した今でも、日米地位協定に守られている米軍の特権意識が事件・事故を誘発していると言っても過言ではない。

よって、本市議会は、市民・県民の人権、生命、財産を守る立場から、相次ぐ米軍人による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して下記事項の実現を強く求める。

### 記

1. 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償と心のケアを行うこと
2. 米軍人への法令遵守のあり方を徹底し、県民が納得できる実効性のある再発防止策を講じること  
さらに事件・事故を起こさぬよう米軍人への綱紀粛正の徹底を求めること
3. 米軍関係者を特別扱いする「日米地位協定」を抜本的に改正すること  
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年7月7日  
沖縄市議会

宛先  
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

## 相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、綱紀粛正の徹底等を強く求める抗議決議

去る5月10日、沖縄市山里の国道330号で、嘉手納基地所属の米陸軍兵の男性が運転する乗用車が中央分離帯を越え、タクシーと正面衝突した。タクシーの乗務員の男性が頭部裂傷や胸部打撲を負った。運転していた陸軍兵の呼気から基準値の4倍近いアルコールが検知された。

さらに6月2日、米軍人を指導・監督する立場にある嘉手納基地第18憲兵中隊所属の兵長が、道路交通法違反（酒気帯び）で逮捕されるなど、飲酒に絡む相次ぐ事件・事故が多発している。

酒気帯び運転は重大な不法行為であるとともに一歩間違えば歩行者等を巻き込む重大な事故につながるものであり、市民・県民の平穏な生活を脅かすものとして、断じて容認できるものではない。

昨年12月米軍は、事件・事故の減少を理由に、軍人・軍属の勤務時間外行動指針（リパティエ制度）を変更し、飲酒に関する制限を大幅に緩和した。ところが緩和措置が取られた直後から、酒気帯び運転や住居侵入など飲酒絡みの米軍兵士の逮捕が相次ぐなど、綱紀粛正の不徹底のための事件、事故が相次ぎ目に余る事態が続いている。

戦後70年が経過した今でも、日米地位協定に守られている米軍の特権意識が事件・事故を誘発していると言っても過言ではない。

よって、本市議会は、市民・県民の人権、生命、財産を守る立場から、相次ぐ米軍人による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して綱紀粛正の徹底及び下記事項の実現を強く求める。

### 記

1. 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償と心のケアを行うこと
2. 米軍人への法令遵守のあり方を徹底し、県民が納得できる実効性のある再発防止策を講じること  
さらに事件・事故を起こさぬよう米軍人への綱紀粛正の徹底を図ること
3. 米軍関係者を特別扱いする「日米地位協定」を抜本的に改正すること  
以上、決議する。

平成27年7月7日  
沖縄市議会

宛先  
駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国防総務 嘉手納基地第18航空団司令官

# 沖縄市議会だより

意見書・決議・請願番号	件名	議決結果	会派躍進					護憲フォーラム					市民クラブ・新風会				公明党			一志会		日本共産党		和の会						
			小浜	糸数	島田	普久原	新屋	金城	喜友名	浜比嘉	新垣	伊佐	桑江	諸見里	高江州	喜納	稲嶺	屋富祖	森山	島袋	与那嶺	藤山	高橋	阿多利	仲宗根	小渡	新里	池原	千葉	前宮
意見書第9号	憲法違反の安全保障関連法案の即時撤回を求める意見書	否決 13:16	×	×	×		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×
決議第3号	自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議	可決 19:10	×	×	×		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○
請願第1号	コザ十字路隣接地における貸しホール（葬祭場）建設計画の中止を求める請願書	採択 22:4	×	×	-		○	-	×	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○

注1) 第377回定例会において賛否があった意見書・決議・請願について表示しています。注2) 議長は採決に加わりません。  
○…賛成 ×…反対 -…不在(退席を含む) 欠…欠席

## 5月臨時会、6月定例会

インターネットネットライブ  
放映配信アクセス件数(延べ)

傍聴者数

5月12日	687
6月18日	239
6月22日	1592
7月1日	3031
7月2日	2880
7月3日	2012
7月6日	2136
7月7日	3750

5月12日	0
6月18日	0
6月22日	1
7月1日	33
7月2日	58
7月3日	7
7月6日	0
7月7日	4

## 行政視察来市状況

月	日	団体名	人数	調査事項
5	13	新潟県上越市議会	4	沖縄市地域ブランド計画について
	21	栃木県大田原市議会	7	こどものまち推進アクションプログラムについて

## 議会活動(平成27年3月～6月)

3月27～28日	2015町田さくらまつり出席
4月7～8日	広島東洋カープ応援並びに関係機関への表敬訪問
10日	嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会(三連協)「嘉手納基地所属の米軍機による部品落下についての要請行動」
20～22日	総務委員会行政視察
27日	嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会(三連協)総会出席
30日	平成27年度沖縄振興拡大大会議出席(旧:県・市町村行政連絡会議)
5月21日	第44回中部市議会議長会定期総会出席
27日	平成27年度第1回沖縄県市町村振興協会定時評議員会出席
6月3～5日	第90回九州市議会議長会定期総会出席 九州市議会議長会第1回理事会出席
15～17日	九州市議会議長会第2回理事会出席 第91回全国市議会議長会定期総会出席

## 平成 27 年 5 月第 376 回臨時会 審議結果一覧

提出者	番 号	件 名	議決月日	結 果
市長	議案第 85 号	専決処分の承認を求めることについて	5 月 12 日	承 認
”	議案第 86 号	沖縄市介護保険条例の一部を改正する条例	”	原案可決
”	議案第 87 号	平成 27 年度沖縄市一般会計補正予算（第 1 号）	”	”
”	議案第 88 号	平成 27 年度沖縄市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	”	”
”	報告第 28 号	専決処分の報告について	”	報 告
”	報告第 29 号	専決処分の報告について	”	”

## 平成 27 年 6 月第 377 回定例会 審議結果一覧

提出者	番 号	件 名	議決月日	結 果
市長	議案第 89 号	町の区域の設定について	6 月 22 日	原案可決
”	議案第 90 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	”	同 意
”	議案第 91 号	沖縄市高機能消防指令センター設備整備工事の請負契約について	”	原案可決
”	議案第 92 号	財産の購入について	7 月 1 日	”
議員	議案第 93 号	沖縄市議会会議規則の一部を改正する規則	”	”
	選挙第 5 号	選挙管理委員の選挙	7 月 7 日	当 選
	選挙第 6 号	選挙管理委員の補充員の選挙	”	”
市長	報告第 30 号	平成 26 年度沖縄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	6 月 22 日	報 告
”	報告第 31 号	平成 26 年度沖縄市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	”	”
”	報告第 32 号	平成 26 年度沖縄市土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	”	”
”	報告第 33 号	平成 26 年度沖縄市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	”	”
”	報告第 34 号	平成 26 年度沖縄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	”	”
”	報告第 35 号	平成 26 年度沖縄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	”	”
”	報告第 36 号	平成 26 年度沖縄市土地開発公社事業報告及び決算の報告について	”	”
”	報告第 37 号	平成 26 年度公益財団法人沖縄こどもの国事業報告及び決算の報告について	”	”
”	報告第 38 号	平成 26 年度公益財団法人沖縄中部勤労者福祉サービスセンター事業報告及び決算の報告について	”	”
”	報告第 39 号	平成 27 年度沖縄市土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の報告について	”	”
”	報告第 40 号	平成 27 年度公益財団法人沖縄こどもの国事業計画及び予算の報告について	”	”
”	報告第 41 号	平成 27 年度公益財団法人沖縄中部勤労者福祉サービスセンター事業計画及び予算の報告について	”	”
”	報告第 42 号	沖縄市障害者計画の報告について	”	”
監査委員	報告第 43～50 号	例月出納検査報告	7 月 7 日	”
”	報告第 51 号	定期監査の結果に関する報告について（提出）	”	”
議長	報告第 52 号	諸般の報告	”	”
議員	決議第 3 号	自民党勉強会における報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議	7 月 7 日	原案可決
”	決議第 4 号	相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、網紀粛正の徹底等を強く求める抗議決議	”	”
”	意見書第 7 号	子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書	7 月 1 日	”
”	意見書第 8 号	軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び防災認定基準の改正などを要請する意見書	”	”
”	意見書第 9 号	憲法違反の安全保障関連法案の即時撤回を求める意見書	7 月 7 日	否 決
”	意見書第 10 号	相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、網紀粛正の徹底等を強く求める意見書	”	原案可決
請願	請願第 1 号	コザ十字路隣接地における貸しホール（葬祭場）建設計画の中止を求める請願書	7 月 1 日	採 択
陳情	陳情第 38 号	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	”	”
”	陳情第 3 号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び防災認定基準の改正などを求める陳情	”	”